

RIP メンテナンスサポート契約書

甲：○ ○ ○ ○ 株 式 会 社

乙：高 木 茂 男

RIP メンテナンスサポート契約書

〇〇〇〇株式会社（以下甲という。）と高木茂男（以下乙という。）は、甲がコンピュータを使用し
て乙が甲の所有する RIP の円滑な利用を計るため、次の通り契約を締結します。

第1条 対象ソフトウェア

1. RIP。

第2条 メンテナンスサポートの範囲

乙は、甲に前条の本件 RIP の正常な、稼動を維持する為に次の各号のサポートを施します。

1. 本件 RIP の範囲内における各種問合せに対するサポート。
2. 前条の RIP についてシステム上バージョンアップされたものがあれば、そのソフトウェアの入れ替え。
3. RIP の運用及び処理効率化に関するコンサルタントサービス。
4. RIP に関する技術情報の提供。
5. RIP を使用し出力された CTP 版の印刷に関する技術情報の提供。
6. RIP に係る出力環境に関するコンサルタントサービス。
7. トラブル情報&対応を随時電子メールにて配信
8. クライアントパソコン変更によるプリント設定作成
9. 印刷機変更に伴う設定変更
10. RIP PC クラッシュ時の RIP 再インストール
11. 代替え PC 貸出
12. RIP バージョンアップ作業費
13. アプリケーション操作・出力指導
14. 印刷技術コンサルタント

第3条 メンテナンスサポートの範囲に関する除外事項

1. 除外事項

下記の場合には、障害状況により元の状態に戻らない場合もある事を認識の上、別途有償サポートにて保守を施します。（第7条2項、保守／出張サポート料金参照。）

- (1) 停電または切電により本件ソフトウェアが正常に作動しなくなった場合の復旧作業。
- (2) ディスク破損等により本件ソフトウェア関連ファイルの内容が壊れた場合の復旧作業。
- (3) ファイル容量がオーバーした場合のファイル拡張及び復旧作業。
- (4) 甲においてオペレーターが人事異動等で交替した時の操作指導。
- (5) 甲において配置換え等でコンピュータを移動する場合の立会い及び作業。

第4条 メンテナンスサポートの方法

保守サービスは基本的には電話・電子メール・FAX にて行ないます。

しかしながら乙の判断や、甲・乙の協議で担当者を甲へ派遣して行う場合もあります。

第5条 甲の保守及び協力事項

1. 甲はシステムの使用者として、システムの操作、管理につき次の事項を守るものとします。
 - (1) システムに添付の操作説明書に定める使用方法に従ってシステムを使用するものとします。
 - (2) システムで使用するデータは、定期的にバックアップを取っておくものとします。
2. 乙が保守業務を実施する際は、甲は次の事項につき乙に協力するものとします。
 - (1) 迅速な保守サービスを実施する上で、乙が甲のコンピュータへソースまたはバイナリプログラムを常駐させる場合がありますが、甲はそのプログラムを参照したり、又、修正する事はできません。
 - (2) 万一、ソース・プログラムを参照したり又、修正した場合は保守作業に支障をきたしたり、場合によっては保守サポートが出来なくなることがあります。
 - (3) 本件ソフトウェア保守業務の実施に際し、甲は乙が行う不具合または不良箇所の追及作業及び修正作業に必要な全ての資料を乙に提出するものとします。

第6条 保守サポートの時間

1. 月～土曜日の 9:00～19:30
祝日・年末、年始・社内研修旅行期間は対象時間に含まれません。
2. 但し、作業内容により上記を超えて作業する場合があります。

第7条 保守サポート料金

1. 第2条に基づく年間メンテナンスサポート基本料金 金 60,000 円（税別・一括払い）
次年度以降 金 48,000 円（税別・一括払い）
2. 第3条2項に基づく出張サポート料金
乙が本契約上のサービスを実施するにあたり、必要な費用（交通費、器材等の費用）は、甲が負担するものとします。

第8条 保守サポート料金の計算

1. 交通費
 - ① 高速道路通行料 実費
 - ② 燃料費 10km/1ℓ×時価
 - ③ 送料 実費
2. 第3条1項に基づく出張サポート料金
 - ① 基本料金 1時間まで 15,000 円
 - ② 超過料金 1時間ごと 10,000 円
 - ③ 交通費 時価・実費

第9条 支払条件及び方法

1. 甲は第7条の保守サービス料金とこれに係わる消費税(円未満切捨て)を次の各号による期日までに乙に支払うものとします。
 - (1) 第7条1項の保守基本料金については、送金完了日より保守契約期間開始。
 - (2) 第7条1項による料金については、作業の終了した月の翌月末日。
2. 前項の料金は、一括現金にて下記乙の口座に送金して支払うものとします。
高木茂男（タカギ シゲオ）／三菱東京UFJ銀行／高畑支店 普通預金 11000000

第 10 条 内容の変更

乙は、甲に対し書面で 1 ヶ月上の事前通知をすることにより本契約の一部を変更する事ができるものとします。

第 11 条 有効期間

本契約の有効期間は、本契約の締結日より 1 年間とし、期間満了 1 か月前までに甲及び乙のいずれからも書面による何等の意思表示がない場合、本契約は同一条件をもって更に 1 年間自動的に延長されるものとし、以後も同様とします。

第 12 条 機密保持

甲及び乙は、互いに本契約に関連して知り得た相手方の販売上・技術上またはその他の業務上の秘密を第三者に漏洩しないものとします。

第 13 条 責任の制限

1. 本契約に基づく乙の保守業務に瑕疵があった場合、乙は本契約に基づき必要な保守業務を繰り返し実施することとし、甲の損害に対して責任を負わないものとします。
2. すべての間接的障害について、乙はその責めを負わないものとします。

第 14 条 協議

本契約の定めのない事項、又は本契約の各条項に関し疑義が生じた場合は甲乙誠意をもって協議決定するものとします。

以上の証として、両当事者は、本契約書一通を作成し、記名捺印の上、各一通を有するものとする。

平成 25 年 7 月 1 日

使用者(甲)

(住 所)

(社 名)

(代表者名)

印

保守業者(乙)

(住 所) 〒453-0854 名古屋市中村区宮塚町 89 番地

TEL 090-3584-8587 FAX 052-413-1910

(代表者名) 高 木 茂 男

印

